

令和3年3月26日

令和3年登米市議会定例会 3月特別議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
議案第 41 号	登米市基金条例の一部を改正する条例について	5
議案第 42 号	登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	6
議案第 43 号	令和 2 年度登米市一般会計補正予算（第 12 号）	別冊
議案第 44 号	令和 2 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 45 号	令和 2 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 46 号	令和 2 年度登米市病院事業会計補正予算（第 9 号）	別冊
議案第 47 号	令和 3 年度登米市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 48 号	令和 3 年度登米市病院事業会計補正予算（第 1 号）	別冊

議案第 41 号

登米市基金条例の一部を改正する条例について

登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年3月26日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市基金条例の一部を改正する条例
登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項の表に次のように加える。

(24) 登米市新型コロナウイルス感染症対策基金	新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
--------------------------	-----------------------------	---------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（登米市基金条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 登米市基金条例の一部を改正する条例（令和3年登米市条例第2号）の一部を次のように改正する。
第2条のうち登米市基金条例第3条第1項の表の改正規定中「(23)の項」を「(24)の項」に改める。

議案第 42 号

登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険条例（平成 17 年登米市条例第 137 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 3 月 26 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険条例（平成 17 年登米市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。